

板柳町建設業者公正公平育成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、板柳町建設業者公正公平育成条例（令和3年板柳町条例第19号）に基づき、建設工事の入札における更なる公正公平性を担保し一層の競争原理導入を図るため、指名競争入札に応じる業者の求めに対して指導する所管課等の窓口及び指導等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導窓口)

第2条 指導窓口は、企画財政課に設置するものとする。

(指導の方法)

第3条 指導の方法は、原則、質疑書（様式第1号の1）及び質疑回答書（様式第1号の2）より行うものとする。

2 指導を受けようとする者は、入札日から起算して3日前まで、指導窓口へ質疑書に質疑事項を記載して提出しなければならない。

3 指導するものは、入札日から起算して2日前まで、質疑回答書に内容を記載して FAX 又は、手渡しで回答するものとする。

(指導の内容等)

第4条 指導内容は、積算資料の種類等に留めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、同日以後に入札を執行した工事について適用する。

質 疑 書

年 月 日

企画財政課長 様

工事番号

工事名

所在地

商号又は名称

氏名

電話番号

FAX番号

質 疑 番 号	函 面 番 号	質 疑 事 項

質 疑 回 答 書

年 月 日

様

企画財政課長

下記の入札に係る質疑について回答いたします。

工事番号

工事名

質 疑 番 号	図 面 番 号	質 疑 事 項	回 答